

大防法及び水濁法に基づく放射性物質の常時監視に係る論点について

基本的な方針

< 論点 >

放射性物質の常時監視の評価は、大気、公共用水域及び地下水に係る一般環境中の放射性物質の存在状況が従来の存在濃度の範囲内であるかどうかを確認することを基本としてよいか。

現在、東日本大震災の被災地等において環境省が実施している公共用水域及び地下水の放射性物質モニタリングについても、常時監視に含まれるものと考えられるのではないか。

把握の方法

< 論点 >

測定対象とする媒体についてはどうか。なお、「公共用水域の底質」について、常時監視に併せてモニタリングするべきか。

具体的な測定方法についてはどうか。包括的な放射能測定によるスクリーニングを行うことを基本とすることでよいか。スクリーニングにおいて異常値が検出された場合には、追加分析を行うべきか。

測定地点の設定の考え方についてはどうか。従来の（放射性物質以外の）常時監視における地点設定の考え方との関係で、留意すべき点は何か。

測定頻度についてはどうか。

測定精度（定量下限）についてはどうか。一般環境中の放射性物質の存在状況を把握するためにどの程度の測定精度が必要か。

現在、東日本大震災の被災地等において環境省が実施している公共用水域及び地下水の放射性モニタリングについては、緊急時のモニタリングとして実施しているため、当面、従来どおりの方法で実施すべきではないか。

評価・フォローアップ

< 論点 >

測定結果の評価について、有識者による評価委員会を開催し、専門的な観点から評価を得る必要があるのではないか。

今回の検討に伴う常時監視の実施は、適切な時期にフォローアップを行い、必要に応じて見直しを実施することとしてはどうか。